

# 市・県民税、所得税 申告相談のお知らせ

お問い合わせ 市役所税務課 市民税係 ☎63-5110

2月16日(火)から3月15日(火)までの間、下記の会場で申告相談を受付けます。

## 常設申告相談会場

期間：2月16日(火)～3月15日(火) (土・日を除く)

受付時間：午前9時～11時30分  
午後1時～3時30分

### 会場

- アミューズメント佐渡 1階 はまなすホール  
※佐渡税務署による所得税確定申告相談と合同開催
- 佐渡島開発総合センター 2階 会議室  
(両津支所隣り)
- 市役所 相川支所 2階 市民ホール

## 臨時申告相談会場

受付時間：午前9時～11時30分  
午後1時～3時30分

### 会場・日程 (土・日を除く)

- 赤泊総合文化会館 2階 第2会議室  
2月16日(火)～2月23日(火)
- 小木地区公民館 1階 第2会議室  
2月24日(水)～3月2日(水)
- 市役所 羽茂支所 3階 第2会議室  
3月3日(木)～3月15日(火)

※今年度は新穂・畑野・真野・金井地区の臨時申告相談会場は設けません。

## ◆申告に必要なもの

- 印鑑：みとめ印で結構です。
- 源泉徴収票(給与、年金)の原本：写しが必要な方は事前にコピーをしてください。
- 収支内訳書(事前に作成したもの)：農業、営業、小作などの事業所得のある方
- 支払調書：配当所得、一時所得、雑所得のある方
- 口座番号がわかるもの(通帳等)：所得税の還付申告をされる方
- (控除の追加を希望する方のみ) 控除を受けるための証明書
  - ・生命保険料、介護医療保険料、地震保険料等の証明書
  - ・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料等の納付額証明書
  - ・国民年金保険料控除証明書 など
- 医療を受けた人別・医療機関別に整理した明細書、領収書：医療費控除を申告される方(医療費自己負担額が10万円または所得の5%を超えた分が控除の対象になります。)
- 確定申告書・おしらせハガキ等：税務署から届いた方

## 電気事業法の改正にともなう東北電力からのお知らせ

平成28年4月1日から電気事業法が改正され、佐渡市内のお客さまは新たに制定する「離島供給約款<sup>(※)</sup>」により電気をお使いいただくこととなります。つきましては、電気料金制度変更の概要等についてお知らせいたします。



◇新たに制定する「離島供給約款(低圧)」ならびに「離島供給約款(高圧)」の料金プランへ移行されることとなりますが、現在ご契約いただいている料金プランと同一の内容となりますので、平成28年4月1日以降も、引き続き現在と同じ料金プランでお使いいただけます。

◇料金プラン継続にあたり、お手続きは必要ございません。

◇なお、お客さまと現在ご契約いただいている料金プランについては、使用量のお知らせや請求書等でご確認いただけます。

※離島供給約款とは？ 離島においては、構造的に供給コストが高くならざるを得ないことから、お客さまの保護のために、エリア内の他の地域と遜色のない料金水準で電気の供給を行うことが、改正電気事業法で定められているものです。

お問い合わせ先 東北電力株式会社 特設コールセンター(専用ダイヤル) ☎0120-175-028  
2月29日(月)まで 月～土曜日 午前9時～午後5時(日・祝日を除く)  
3月1日(火)～6月30日(木) 月～金曜日 午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く)